証券コード 2489
平成27年６月10日

株　主　各　位

東京都新宿区西新宿八丁目17番１号
株式会社アドウェイズ
代表取締役社長　　岡　村　陽　久

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月24日（水曜日）午後７時（当社営業時間終了時）までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使サイト（http://www.web54.net）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を平成27年６月24日（水曜日）午後７時（当社営業時間終了時）までにご登録ください。

詳細につきましては、29頁に記載の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて」をご参照ください。

なお、議決権行使書面とインターネットによる方法とを重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月25日（木曜日）午後１時

２．場　　所　東京都新宿区西新宿八丁目17番１号
住友不動産新宿グランドタワー５Ｆ
ベルサール新宿グランド　コンファレンスセンター
（会場が昨年と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項
報告事項　１．第15期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第15期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役２名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件
第５号議案　ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任する件

４．その他株主総会招集に関する事項
(1) 当社は法令及び当社定款第14条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項を当社のウェブサイト（http://www.adways.net/）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
・事業報告「直前３事業年度の財産及び損益の状況」「主要な事業内容」「主要な営業所及び工場」「使用人の状況」「主要な借入先の状況」「その他企業集団の現況に関する重要な事項」「株式の状況」「新株予約権等の状況」「社外役員に関する事項」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制」「会社の支配に関する基本方針」
・連結計算書類「連結注記表」
・計算書類「個別注記表」
なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のものの他、上記当社のウェブサイトに掲載の書類も含まれております。
(2) 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
(3) 代理人による議決権行使
株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席（扱いとさせて）いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
(4) 記載事項を修正する場合の周知方法
事業報告、計算書類、連結計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、当社のウェブサイト（http://www.adways.net/）において周知させていただきます。

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度（平成26年４月１日～平成27年３月31日）におけるインターネット広告業界は、スマートフォンの利用が拡大している状況の中、インターネット広告市場は１兆519億円（前年比12.1%増）とテレビ等に続いて１兆円を超える広告メディアとなり更なる拡大を続けております。（参考：電通「2014年（平成26年）日本の広告費」）

また、スマートフォン契約数は平成26年12月末に端末契約数の52.3%と過半数に達し、当社グループの注力分野であるスマートフォン関連市場の拡大が見込まれます。（参考：MM総研 平成27年２月発表）

こうした経営環境のもと、当連結会計年度における当社グループの広告事業におきましては、主力のインターネット広告事業におけるスマートフォン領域において、戦略的提携を積極的に行うとともに引き続きスマートフォン関連事業に投資を行い、インターネットユーザーへのリーチを広げ、当社グループのネットワークを拡大してまいりました。

アプリ・メディア事業におきましては、「古の女神と宝石の射手」等の自社グループタイトルの売上拡大を推進してまいりました。

海外事業におきましては、中国、台湾、韓国、アメリカ、シンガポール、インドネシア、タイ、フィリピン、インドに拠点を設立しておりますが、特に中国・台湾・韓国を中心としたアジア地域に注力し、海外におけるスマートフォン領域で存在感を高めるため、積極的に事業展開を図ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度（平成26年４月１日～平成27年３月31日）の当社グループにおける連結業績は以下の通り前連結会計年度に対して売上高、営業利益、経常利益、当期純利益は増収増益となりました。

［連結業績］　（単位：千円、端数切捨て）

	第14期	第15期	増減率(%)
売上高	31,521,529	35,890,983	13.9
営業利益	847,719	1,057,496	24.7
経常利益	840,911	1,197,126	42.4
当期純利益	551,678	686,504	24.4

［セグメント別の売上高の概況］　　（単位：千円、端数切捨て）

セグメント	第14期	第15期	増減率(%)
広告事業	26,929,504	28,308,613	5.1
アプリ・メディア事業	1,679,590	1,848,901	10.1
海外事業	2,895,349	5,573,138	92.5
その他	17,084	160,329	838.4
合計	31,521,529	35,890,983	13.9

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、298,018千円であります。

その主なものは、本社における建物付属設備の取得224,225千円、什器備品の購入73,793千円であります。

③ 資金調達の状況

平成26年８月29日開催の取締役会決議において、メリルリンチ日本証券株式会社を割当て先とした第10回新株予約権を55,503千円発行しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

平成26年９月25日開催の取締役会決議により、平成26年10月３日付けで株式会社トロピックスメディアの普通株式を100％取得し子会社といたしました。

(2) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
愛徳威軟件開発（上海）有限公司	1,000千USD	100	スマートフォンアプリの開発等のアプリ事業と、システムの受託・その他事業
愛徳威広告（上海）有限公司	1,000千USD	100	インターネット及びモバイルでの広告事業
JS ADWAYS MEDIA INC.	1,880千TWD	66	インターネット及びモバイルでの広告事業
ADWAYS KOREA, INC.	1,900,000千KRW	100	インターネット及びモバイルでの広告事業

（注）連結対象の子会社は上記の重要な子会社に記載の４社を含む22社であります。

(3) 対処すべき課題

当連結会計年度におけるインターネット広告市場は市場全体が引き続き拡大する一方、モバイルにおいては従来の携帯電話端末からスマートフォンへの移行が生じているため、従来の携帯電話端末の利用者を対象としたサービスの市場規模は縮小しております。また海外におきましては、インターネット及びスマートフォンの普及が今後さらに拡大していくと予想されます。

このような環境のもと、当社グループは、広告事業におきましては、平成22年にサービスを開始したスマートフォンアプリ向け広告サービス「AppDriver」の取引拡大を目指すとともに、ＰＣ向けアフィリエイト広告サービスのスマートフォン対応によりスマートフォン利用者を取り込み、事業の拡大を図っております。また、アプリ事業においては、自社グループタイトルにおける収益効率化を図り、スマートフォンユーザーへのリーチの拡大を図っております。海外事業においては、アジア・北米地域を中心にスマートフォン向けサービスの充実を行い、海外における広告主のニーズに応えていくことで当社グループの広告ネットワークの拡大を図ってまいります。

今後の収益拡大のためには、広告事業のさらなるサービス領域の拡大と既存商品の深耕、新規サービスによる広告サービスの総合力の底上げと品質の向上、海外における事業の拡大が重要な課題と認識しております。また、現在のビジネスの規模拡大を進めていくためには、当然の課題として、経営体制をより強固にしていくことも重要な課題と認識しております。

① 広告事業の拡大

従来の携帯電話端末向けモバイル広告の市場は縮小傾向にあるため、スマートフォン向け広告とＰＣ向け広告の事業規模の拡大が必要不可欠であると認識しております。当社グループは、広告主（クライアント）と提携メディアのニーズを的確に把握し、両者をつなぐＡＳＰとしての地位を確固たるものへと築きつつ、他社との戦略的提携により広告ネットワークの拡充を図り、事業規模の拡大を図ってまいります。そのためには、優秀な人材の確保や利便性が高いソフトウェアの開発等による差別化及び意思決定を迅速に行うとともに、海外においても事業規模の拡大を図ってまいります。

② 経営体制のさらなる強化

スマートフォンの普及は、ユーザーの携帯電話からインターネットの利用形態に大きな変化をもたらし、そのプラットフォーム上で事業を行う企業は、従来のＰＣ・携帯電話の垣根がない市場への対応を迫られております。また国際間でのプラットフォームの共有化は、海外企業の日本市場への参入を容易にしております。

当社グループは、これまで培ってきたＰＣ・携帯電話双方の経験とノウハウを活かし、比較的短期間でスマートフォンのビジネスを急拡大することができたと認識しております。また、日本国内の市場だけでなく成長著しいアジア市場や北米市場にいち早く進出し、各国で事業の足場を築いてまいりました。

今後は、世界に通用するようなサービスを提供し、世界の有力な競合企業と競えるよう、各拠点で安定した事業展開を進めていく段階だと認識しております。そのためには各国のニーズを的確に捉え、迅速な意思決定と確固とした統制を取る体制を築く必要性が増してくるものと思われます。それらに対し最も効果的な対応を迅速に行えるよう、さらに強固な経営基盤の構築を図ってまいります。

２．会社の状況

会社役員の状況

①　取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡　村　陽　久	
取　締　役	西　岡　明　彦	国内事業担当
取　締　役	野　田　順　義	海外事業担当
取　締　役	三　木　雄　信	ジャパン・フラッグシップ・プロジェクト株式会社　代表取締役社長 トライオン株式会社　代表取締役社長 Movability株式会社　代表取締役社長 ソフトバンク・テクノロジー株式会社　取締役 株式会社LITALICO　社外取締役 アソビモ株式会社　社外取締役 サイジニア株式会社　監査役 株式会社マイネット　社外監査役
常勤監査役	横　山　寛　美	
監　査　役	鈴　木　邦　明	鈴木会計事務所　所長 株式会社イーサーブ　代表取締役 トリドール株式会社　社外取締役 公認会計士
監　査　役	彦　坂　浩　一	東京弁護士会　副会長 弁護士
監　査　役	鵜　川　正　樹	鵜川公認会計士事務所　所長 株式会社キャピタル・アセット・プランニング　監査役 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科　特任教授 公認会計士

（注）１．取締役三木雄信氏は、社外取締役であります。
当社は、取締役三木雄信氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
取締役三木雄信氏が社外取締役を務めるアソビモ株式会社と当社の間には広告の取引があります。また、同氏が監査役を務めるサイジニア株式会社に対し当社は出資比率0.1%の出資を行っているとともに、コンサルタント業務の委託及び広告取引があります。
同氏はアソビモ株式会社、サイジニア株式会社及び当社において、業務執行に関与しない社外取締役もしくは監査役であることから、同氏とアソビモ株式会社及びサイジニア株式会社それぞれの関係に起因する独立性に影響はないと考えており、社外取締役及び独立役員としての職務が適切に遂行できると判断しております。
なお、担当及び重要な兼職の状況に記載のある他の各社と当社との間に取引関係はありません。

２．監査役横山寛美氏及び監査役鵜川正樹氏は、社外監査役であります。
当社は、監査役横山寛美氏及び監査役鵜川正樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
また、監査役鵜川正樹氏は、担当及び重要な兼職の状況に記載の通りの兼職をしておりますが、当社は各社との間に取引関係はありません。

３．当社は、会社経営を継続的かつ円滑にするため、取締役の改選期をずらす必要があると考えており、取締役野田順義氏は本意向に同意され、第14期定時株主総会終結の時をもって辞任されましたが、同総会で改めて取締役に選任されました。

4．監査役横山寛美氏は株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）及びバークレイズ信託銀行株式会社（現ブラックロック・ジャパン株式会社）において金融業務及び融資先信用分析に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役鈴木邦明氏及び監査役鵜川正樹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

②　事業年度中に退任した取締役

氏　　名	退　任　日	退　任　事　由	退任時の地位及び重要な兼職の状況
蘇　　迭	平成26年６月24日	任　期　満　了	取　締　役
佐　藤　浩　毅	平成26年６月24日	辞　　任	取　締　役

③　取締役及び監査役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の総額
取　締　役 （うち社外取締役）	６名 （１名）	97,739千円 (7,382千円)
監　査　役 （うち社外監査役）	４名 （２名）	23,319千円 (14,600千円)
合　計 （うち社外役員）	10名 （３名）	121,059千円 (21,983千円)

（注）１．上記には、平成26年６月24日開催の第14期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役２名を含んでおります。
２．取締役の報酬限度額は、平成22年６月26日開催の第10期定時株主総会において月額40,000千円以内（うち社外取締役分5,000千円以内）（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。また、別枠で平成21年６月27日開催の第９期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として、年額450,000千円以内と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、平成22年６月26日開催の第10期定時株主総会において月額10,000千円以内と決議いただいております。また、別枠で平成21年６月27日開催の第９期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として、年額50,000千円以内と決議いただいております。
４．上記の報酬等の総額には、ストック・オプション報酬として割当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額として、次の金額が含まれております。
・取締役４名9,738千円（うち社外取締役１名1,349千円）
・監査役３名1,248千円（うち社外監査役１名809千円）

ロ．当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ハ．社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**17,674,390**	**流動負債**	**6,613,211**
現金及び預金	11,668,867	支払手形及び買掛金	4,938,658
受取手形及び売掛金	5,701,903	未払金	369,317
商品	36,441	未払法人税等	193,654
貯蔵品	785	預り金	82,619
前渡金	218,499	未払費用	59,057
前払費用	87,945	前受金	759,204
未収収益	1,294	資産除去債務	3,078
繰延税金資産	17,866	その他	207,621
その他	82,719	**固定負債**	**102,601**
貸倒引当金	△141,932	資産除去債務	90,660
固定資産	**2,241,437**	その他	11,941
有形固定資産	**345,223**	**負債合計**	**6,715,813**
建物	249,341	**純資産の部**	
車両運搬具	4,019	**株主資本**	**12,235,637**
工具、器具及び備品	356,190	**資本金**	**1,603,169**
減価償却累計額	△264,327	**資本剰余金**	**7,397,775**
無形固定資産	**143,341**	**利益剰余金**	**3,234,692**
のれん	57,488	**その他の包括利益累計額**	**778,256**
商標権	836	その他有価証券評価差額金	283,974
ソフトウェア	85,015	為替換算調整勘定	494,281
投資その他の資産	**1,752,873**	**新株予約権**	**62,191**
投資有価証券	1,213,781	**少数株主持分**	**123,930**
関係会社出資金	170,564	**純資産合計**	**13,200,014**
長期貸付金	42,637		
繰延税金資産	1,144		
その他	335,411		
貸倒引当金	△10,667		
資産合計	**19,915,828**	**負債純資産合計**	**19,915,828**

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		35,890,983
売上原価		28,999,307
売上総利益		6,891,675
販売費及び一般管理費		5,834,179
営業利益		1,057,496
営業外収益		
受取利息及び配当金	56,428	
為替差益	30,564	
補助金収入	9,979	
その他	53,652	150,625
営業外費用		
支払利息	8	
その他	10,986	10,995
経常利益		1,197,126
特別利益		
投資有価証券売却益	78,526	78,526
特別損失		
関係会社株式評価損	24,377	
投資有価証券評価損	61,069	
投資有価証券売却損	372	
本社移転費用	8,069	93,889
税金等調整前当期純利益		1,181,762
法人税、住民税及び事業税	431,646	
法人税等調整額	△15,427	416,219
少数株主損益調整前当期純利益		765,543
少数株主損益		79,039
当期純利益		686,504

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,489,910	7,284,517	2,548,188	11,322,615
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	113,258	113,258		226,517
当期純利益			686,504	686,504
新株予約権の発行				
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）				
連結会計年度中の変動額合計	113,258	113,258	686,504	913,021
当期末残高	1,603,169	7,397,775	3,234,692	12,235,637

	その他の包括利益累計額			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	27,063	364,701	391,765	48,386	45,567	11,808,334
連結会計年度中の変動額						
新株の発行						226,517
当期純利益						686,504
新株予約権の発行				55,503		55,503
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	256,910	129,580	386,490	△41,698	78,362	423,155
連結会計年度中の変動額合計	256,910	129,580	386,490	13,805	78,362	1,391,680
当期末残高	283,974	494,281	778,256	62,191	123,930	13,200,014

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**13,511,933**	**流動負債**	**4,812,002**
現金及び預金	8,664,572	買掛金	4,077,285
売掛金	4,130,622	未払金	297,712
貯蔵品	439	未払法人税等	94,857
前渡金	15,175	未払消費税等	180,432
前払費用	54,526	前受金	83,965
未収収益	1,195	預り金	63,394
繰延税金資産	17,866	未払費用	13,611
その他	630,530	その他	744
貸倒引当金	△2,994	**固定負債**	**102,601**
固定資産	**3,110,143**	資産除去債務	90,660
有形固定資産	**278,503**	その他	11,941
建物	181,639	**負債合計**	**4,914,603**
工具、器具及び備品	96,863	純資産の部	
無形固定資産	**58,417**	**株主資本**	**11,361,306**
ソフトウェア	57,580	**資本金**	**1,603,169**
商標権	836	**資本剰余金**	**7,397,775**
投資その他の資産	**2,773,222**	資本準備金	593,169
投資有価証券	1,145,820	その他資本剰余金	6,804,606
関係会社株式	973,845	**利益剰余金**	**2,360,361**
関係会社出資金	375,218	その他利益剰余金	2,360,361
長期貸付金	69,597	繰越利益剰余金	2,360,361
繰延税金資産	1,144	**評価・換算差額等**	**283,974**
その他	265,422	その他有価証券評価差額金	283,974
貸倒引当金	△57,827	**新株予約権**	**62,191**
資産合計	**16,622,076**	**純資産合計**	**11,707,472**
		負債純資産合計	**16,622,076**

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　　上　　高		**28,654,830**
売　　上　　原　　価		**24,119,467**
売　　上　　総　　利　　益		**4,535,363**
販売費及び一般管理費		**3,869,501**
営　　業　　利　　益		**665,861**
営　　業　　外　　収　　益		
受取利息及び配当金	23,690	
為　　替　　差　　益	21,577	
そ　　の　　他	8,658	53,926
営　　業　　外　　費　　用		
そ　　の　　他	1,494	1,494
経　　常　　利　　益		**718,293**
特　　別　　利　　益		
投資有価証券売却益	78,526	78,526
特　　別　　損　　失		
投資有価証券売却損	372	
投資有価証券評価損	61,069	
関係会社株式評価損	40,142	
貸倒引当金繰入額	39,710	
本社移転費用	8,069	149,364
税引前当期純利益		**647,455**
法人税、住民税及び事業税	310,206	
法人税等調整額	△15,427	294,778
当　　期　　純　　利　　益		**352,676**

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	1,489,910	479,910	6,804,606	7,284,517	2,007,685	2,007,685	10,782,112
事業年度中の変動額							
新株の発行	113,258	113,258		113,258			226,517
当期純利益					352,676	352,676	352,676
新株予約権の発行							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	113,258	113,258	－	113,258	352,676	352,676	579,193
当期末残高	1,603,169	593,169	6,804,606	7,397,775	2,360,361	2,360,361	11,361,306

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	27,063	27,063	48,386	10,857,562
事業年度中の変動額				
新株の発行				226,517
当期純利益				352,676
新株予約権の発行			55,503	55,503
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	256,910	256,910	△41,698	215,212
事業年度中の変動額合計	256,910	256,910	13,805	849,909
当期末残高	283,974	283,974	62,191	11,707,472

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月22日

株式会社アドウェイズ
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　轟　　芳英　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　土屋　　光輝　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社アドウェイズの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アドウェイズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月22日

株式会社アドウェイズ
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　轟　芳英　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　土屋　光輝　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社アドウェイズの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、監査の計画等を定め、毎月監査役会を開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月28日

株式会社アドウェイズ　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　横　山　寛　美　㊞

監　査　役　鈴　木　邦　明　㊞

監　査　役　彦　坂　浩　一　㊞

監　査　役（社外監査役）　鵜　川　正　樹　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の配当の件

当社は事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたすとともに、スマートフォン関連事業の成長と海外事業の収益化を背景として、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、配当性向を海外広告事業の黒字化による記念配当６％を上乗せした20％を目処といたしまして、以下の通りといたしたいと存じます。

（１）配当財産の種類
　　金銭といたします。

（２）配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金３円36銭（うち記念配当１円１銭）といたしたいと存じます。
　　なお、この場合の配当総額は139百万円となります。

（３）剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成27年６月26日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、定款の定めにより業務執行取締役でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することが認められることに伴い、それらの取締役及び監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第29条第２項（取締役の責任免除）及び第39条第２項（監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第29条第２項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第１条～第28条　（省略）	第１条～第28条　（現行の通り）
（取締役の責任免除）	（取締役の責任免除）
第29条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。	第29条 （現行の通り）
２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。	２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第30条～第38条　（省略）	第30条～第38条　（現行の通り）
（監査役の責任免除）	（監査役の責任免除）
第39条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。	第39条 （現行の通り）
２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。	２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第40条～第47条　（省略）	第40条～第47条　（現行の通り）

第３号議案　取締役２名選任の件

取締役岡村陽久氏及び取締役三木雄信氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役２名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	おか むら はる ひさ 岡 村 陽 久 (昭和55年４月８日生)	平成12年８月　アドウェイズエージェンシー創業 平成13年２月　当社設立　代表取締役社長（現任） 平成15年12月　愛徳威軟件開発（上海）有限公司　董事長 平成19年２月　愛徳威広告（上海）有限公司　董事（現任） 平成19年７月　愛徳威軟件開発（上海）有限公司　董事（現任） 平成20年８月　トイビィー・エンタテインメント株式会社（株式会社エムアップＡＥに商号変更し、平成25年５月１日付で株式会社エムアップに吸収合併）　取締役 平成21年４月　株式会社アドウェイズ・プラネット（現　株式会社おくりバント）　取締役 平成21年６月　株式会社アドウェイズブックス（現スタンダードマガジン株式会社）　取締役 平成22年11月　愛徳威信息科技(上海)有限公司　董事（現任） 平成23年２月　株式会社アドウェイズ・ベンチャーズ　取締役 平成24年５月　株式会社サムライリンク（現　株式会社サムライ・アドウェイズ）　代表取締役 平成24年７月　株式会社アドウェイズ･ラボット(現ラボット株式会社)　代表取締役 平成24年９月　株式会社muamua games（現　株式会社パシオリユース）　代表取締役(現任) 平成25年７月　Bulbit株式会社　取締役（現任）	8,149,300株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	三木雄信（みきたけのぶ） (昭和47年11月30日生)	平成10年４月　ソフトバンク株式会社入社 平成12年６月　同社社長室長 平成13年６月　ソフトバンク・テクノロジー株式会社　社外監査役 平成18年５月　ジャパン・フラッグシップ・プロジェクト株式会社　代表取締役社長（現任） 平成18年10月　Movability株式会社　代表取締役社長（現任） 平成18年12月　トライオン株式会社　代表取締役社長（現任） 平成19年６月　当社取締役（現任） 平成20年３月　サイジニア株式会社　社外取締役 平成21年６月　東北学院大学経営研究所　特別研究員（現任） 平成21年９月　株式会社ウイングル（現　株式会社LITALICO）　社外取締役（現任） 平成24年10月　サイジニア株式会社　監査役（現任） 平成25年３月　社会保障審議会　年金記録問題に関する特別委員会委員 平成26年６月　ソフトバンク・テクノロジー株式会社　取締役（現任） 平成27年１月　株式会社マイネット　社外監査役（現任） 平成27年３月　アソビモ株式会社　社外取締役（現任）	7,000株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．三木雄信氏は社外取締役候補者であります。
３．三木雄信氏を社外取締役候補者とした理由は以下の通りです。
同氏が培われてきた新規産業の育成及び経営経験等から、当社の経営の監督とチェック機能を適切に遂行することができるという観点から、社外取締役として選任をお願いするものであります。
４．当社は、三木雄信氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当社が同氏に払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額のうち最も高い額の２倍の額としております。同氏が再任された場合、当社は同氏との間の当該責任限定契約を継続いたします。
５．三木雄信氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって８年となります。
６．当社は、三木雄信氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

当社の監査役は４名（うち社外監査役２名）でありますが、社外監査役が法令の定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、美澤臣一氏の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次の通りであります。

氏名 （生年月日）	略歴 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
美澤臣一（みさわしんいち） （昭和35年６月22日生）	昭和59年４月　西武建設株式会社入社 平成元年４月　大和証券株式会社入社 平成９年７月　ディー・ブレイン証券株式会社設立 代表取締役社長 平成11年７月　トランス・コスモス株式会社入社　事業企画開発本部副本部長 平成12年３月　ソフトブレーン株式会社　取締役 平成12年６月　トランス・コスモス株式会社　取締役 平成13年４月　同社常務取締役　事業推進本部長 平成14年４月　同社常務取締役　事業開発統括本部長 平成14年10月　同社専務取締役　サービス開発本部長 平成15年４月　有限会社ＭＳアソシエイツ（現　コ・クリエーションパートナーズ株式会社）設立　代表取締役（現任） 平成15年６月　ダブルクリック株式会社　社外監査役 平成16年４月　トランス・コスモス株式会社　専務取締役ＣＦＯ（最高財務責任者） 平成16年７月　株式会社ウェブクルー　社外監査役 平成20年９月　株式会社マクロミル　社外取締役 平成22年６月　株式会社ナノ・メディア　社外監査役 平成23年７月　株式会社ザッパラス　社外取締役（現任） 平成25年６月　ミナトエレクトロニクス株式会社　社外監査役（現任） 平成26年３月　ジグソー株式会社　社外監査役（現任）	－

（注）１．候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
２．美澤臣一氏は、補欠の社外監査役候補者として選任するものであります。
３．美澤臣一氏の経営者及び役員としての豊富な経験・見識を、当社の監査機能の強化に活かしていただけると判断したため、補欠社外監査役として選任をお願いするものであります。
４．当社は、社外監査役との間で、会社法第427条第１項に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当社が社外監査役に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額のうち最も高い額の２倍の額としております。補欠の社外監査役候補者である美澤臣一氏との間におきましても、監査役就任時に当該責任限定契約を締結する予定であります。

第５号議案　ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、下記の通り、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

記

１．特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、当社の従業員、当社の子会社の取締役、監査役及び従業員に対し新株予約権を無償で発行いたしたく存じます。

２．新株予約権の割当対象者

当社の従業員、当社の子会社の取締役、監査役及び従業員に割り当てるものといたします。

３．新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の数

15,000個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は1,500,000株を上限とし、下記(2)①により新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(2) 新株予約権の内容

①　新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、付与株式数は100株とする。

なお、本株主総会の決議の日（以下「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による１株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の、東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（１円未満の端数は切上げ）とする。ただし、当該金額が割当日の前日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

ⅰ 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ⅱ 当社が時価を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{時　価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

ⅲ 上記ⅰ及びⅱのほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

③ 新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から２年を経過した日から３年間までとする。

④　新株予約権の行使の条件

ⅰ　新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

ⅱ　新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、取締役会が特に認めた場合は、この限りでない。

ⅲ　新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

ⅳ　新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の１個未満の行使はできないものとする。

ⅴ　新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

⑤　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

ⅰ　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

ⅱ　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記ⅰ記載の資本金等増加限度額から上記ⅰに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑥　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

⑦　新株予約権の取得条項

ⅰ　新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日にその新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。

ii　以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

（ⅰ）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

（ⅱ）当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

（ⅲ）当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

iii　当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

⑧　組織再編行為時の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社が新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i　交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

ii　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記３．(2)①に準じて決定する。

iv　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記３．(2)②で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記３．(2)⑧iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

v　新株予約権を行使することができる期間

上記３．(2)③に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記３．(2)③に定める行使期間の末日までとする。

vi　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記３．(2)⑤に準じて決定する。

vii　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

viii　その他新株予約権の行使の条件

上記３．(2)④に準じて決定する。

ix　新株予約権の取得事由及び条件

上記３．(2)⑦に準じて決定する。

x　その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

⑨　端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑩　新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

⑪　その他、新株予約権の内容及び細目の決定は、取締役会に委任する。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

以　上

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申しあげます。

記

1．インターネットによる議決権を行使される場合は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス　http://www.web54(ウェブ行使).net

2．インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

3．インターネットによる議決権行使は、平成27年６月24日（水曜日）午後７時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いたします。

4．書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。

5．インターネットによって複数回数の議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

6．議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

1．インターネットにアクセスできること。

2．画面の解像度が　横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

3．次のアプリケーションをインストールしていること。

(1)ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer

(2)PDFファイルブラウザとして Ver.4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader®又は、Ver.6.0以降のAdobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されております。

4．ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（又は一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

5．上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

【パソコンの操作方法に関するお問い合わせ先について】

１．本サイトでの議決権行使に関するパソコンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル

【電話】0120（652）031（受付時間　9:00～21:00）

２．その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

①証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

②証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行　証券代行事務センター

【電話】0120（782）031（受付時間　9:00～17:00 土日休日を除く）

【会社説明会のご案内】

第15期定時株主総会終了後、下記の通り「会社説明会」を開催し、当社を取り巻く環境や今後の戦略等につきまして更に詳細にご説明申しあげ、あわせて株主の皆様より、ご質問、ご意見を賜りたいと存じます。

ご多用中とは存じますが、定時株主総会とあわせ、ぜひともご出席賜りますようご案内申しあげます。

１．日時　平成27年６月25日（木曜日）

第15期定時株主総会終了後、引き続き１時間程度の予定で開催させていただきます。

２．場所　東京都新宿区西新宿八丁目17番１号

住友不動産新宿グランドタワー５Ｆ

ベルサール新宿グランド　コンファレンスセンター（株主総会会場）

以　上

メ　　モ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

【日　時】　平成27年６月25日（木）午後１時

【会　場】　東京都新宿区西新宿八丁目17番１号　住友不動産新宿グランドタワー５Ｆ
ベルサール新宿グランド　コンファレンスセンター
（注）会場が昨年と異なっております。
【ＴＥＬ】　03-3362-4792

【交　通】　東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅（１番出口）」徒歩３分
※当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、上記公共交通機関のご利用をおすすめいたします。

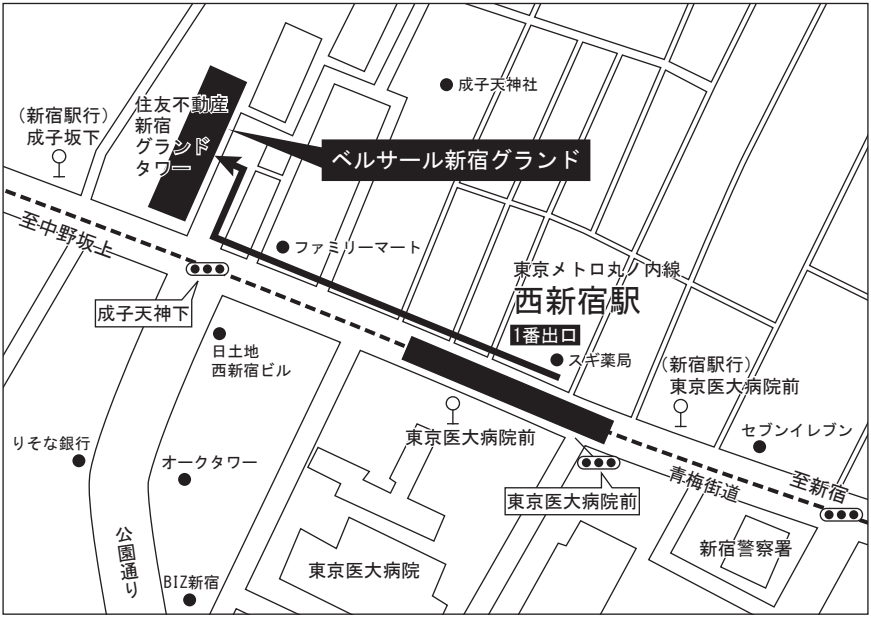

VEGETABLE OIL INK